

工場立地法の届出の要否

1 届出の種類について

特定工場が次の行為をされる場合には、工場立地法の届出が必要になります。届出が受理された日から30日間は、原則として工事に着手してはならないことになっています。未届けで工事を始めてしまったということのないよう御注意ください。

届出の種類については、次の表を御覧ください。

届出の種類		根拠条文
新設	特定工場の新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）	第6条第1項
変更	昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者、又は新設工事中の者が昭和49年6月29日以後最初に行なう変更	一部改正法附則第3条第1項
	施行令第1条、第2条の改廃時にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う変更	第7条第1項
	の届出をした者がその後行う変更	第8条第1項
承継	氏名等の変更	第12条第1項
	譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継	第13条第3項
廃止	特定工場を廃止するとき	

2 新設の場合

例外なく届出が必要です（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含みます）。

3 変更の場合

次のような場合は届出が必要になります。

(1) 特定工場における製品を変更するとき

ただし、届出が必要なのは以下の場合に限ります。

ア 日本標準産業分類における小分類に属する業種が、他の小分類に属する業種となるような変更が行われる場合（ある業種の廃止又は追加の場合を含みます）。

イ 生産施設面積率： の準則値が変わるような業種の変更が行われる場合。

ウ 既存生産施設用敷地計算係数： が変わるような業種の変更が行われる場合。

- (2) 敷地面積が増加又は減少するとき
- (3) 建築面積を変更する場合で、同時に生産施設面積の変更若しくは緑地等環境施設の面積及び配置の変更のいずれかを伴うとき
- (4) 生産施設の増設、スクラップアンドビルド等面積の変更を行うとき（結果的に生産施設面積が減少又は変わらない場合であっても届出は必要です。）
- (5) 緑地、環境施設の面積が減少するとき（緑地等の撤去と増設を同時に行い、結果的に面積が減少する場合も届出は必要です。）

（注）次の場合には届出の必要はありません。次回の届出の際にあわせて届け出てください。

- ・ 単なる空地や駐車場等の緑地等環境施設でないところをつぶして、事務所等を建設するとき。
- ・ 生産施設の撤去のみを行うとき。
- ・ 生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の変更がないとき。また変更がある場合でも、修繕により増加する面積の合計が30㎡未満のとき。
- ・ 緑地又は緑地以外の環境施設の増設のみを行うとき。
- ・ 緑地又は緑地以外の環境施設の減少を伴わない移設であって、周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼす恐れがないもの。
- ・ 10㎡以下の緑地の削減であって、産業保安・衛生・安全等の観点から、できるだけ早く緑地の削減を行う必要があるとき。

4 承継の場合

- (1) 届出工場名、住所に変更があった場合

届出者の名称、住所に係る変更が行われた場合は、届出（氏名変更届出書）が必要です（事後の届出でかまいません。）

- ・ 届出工場の社名、工場名に変更があった場合には届出が必要です。
- ・ 該当工場のほか、本社の住所、氏名（社名）に変更があった場合にも届出が必要です。
- ・ 名称変更とは「商号変更」をさし、代表者の変更は届出の必要はありません。
- ・ 住所の変更とは社屋の移転をさし、住居表示の変更は届出の必要はありません。

- (2) 工場の承継が行われた場合

届出済特定工場を譲り受け又は借り受けたとき、及び届出者の地位に相続又は合併があったときは、届出（特定工場承継届出書）が必要です（事後の届出でかまいません。）

（注1）特定工場の一部を承継した場合や自工場に隣接する特定工場を承継した場合は承継による届出ではなく、前者は新設の届出、後者は新設又は変更の届出となる。

5 廃止の場合

特定工場を廃止するときは、廃止後すみやかに特定工場廃止届を提出してください。